

令和8年度

大和市立 渋谷中学校

「いじめ防止基本方針」



令和8年4月



I. いじめ防止等に関する基本的な考え方

※本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努めます。

〔いじめの禁止〕 〔いじめ防止対策推進法第4条〕

児童等は、いじめを行ってはならない。

〔いじめの定義〕 〔いじめ防止対策推進法第2条第1項〕

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

とされ、なお、起こった場所は学校の内外を問わない

「いじめ」の中には犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

〔学校及び職員の責務〕

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことが出来るように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれを対処し、再発防止に努めます。

Ⅱ. いじめ防止等に関する内容

〔1〕 いじめの未然防止の取り組み

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図ります。
- ・生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動を支援します。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、生徒とのかかわる時間を多くするよう努めます。

※本校の具体的取り組み

- 豊かな心をはぐくむ教育の推進
 - ・道徳授業の推進
 - ・朝読書の充実と継続
 - ・国際理解教育、国際教室の運営
 - ・ボランティア活動の充実(地域に根ざす学校)
- 教員と生徒、家庭、地域との信頼関係構築
 - ・あいさつ運動
 - ・業間の生徒の見守り
 - ・生徒のボランティアによる年間を通した主体的な地域清掃活動やイベント協力
 - ・授業参観、保護者会
- 指導力向上のための研修会
 - ・わかる授業をめざした研究・実践
 - ・授業公開と校内研究
- 地域教材や外部講師の活用
 - ・外国につながる生徒のための国際教室、個別指導
- 自己肯定感につながる学校行事、体験活動の推進
 - ・各行事の取り組みの活性化
 - ・ボランティア活動の充実
- いじめ問題の正しい理解の普及、啓発
 - ・生徒指導研修会によるいじめ理解と配慮を要する生徒の共通理解
- 読書活動、言語活動の充実
 - ・朝読書の充実と継続
- 生徒が主体となった取り組み
 - ・生徒専門委員会によるあいさつ運動
 - ・生徒ボランティアによる年間を通した地域清掃活動

[2] いじめの早期発見のための取り組み

- ・いじめを早期発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次の通り実施します。
 - ①生徒対象アンケート調査(記名、未記名の両形式)
 - ②教育相談を通じた学級担任による生徒からの聴き取り(各学期ごと)
- ・生徒保護者がいじめに係わる相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - ①スクールカウンセラーの活用
 - ②積極的な外部機関(行政機関・警察・児童相談所)との連携
- ・相談、通報のあった事案は、「いじめ防止対策委員会」を通して情報共有に努めます。
- ・いじめ防止等に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ等に関する職員の資質向上を図ります。

※本校の具体的取り組み

- 生徒のささいな変化に気づくような見守り
 - ・日常の地道な取り組み(あいさつ運動、声かけ、業間休みの見守り等)
- 速やかな情報の共有化
 - ・学年会、職員会議での情報交換(いじめチェックシートを用いた状況確認)
 - ・職員間の相談、報告ルートの周知徹底
 - ・いじめ防止対策委員会での情報収集と検討、報告
 - ・支援担当者会での支援を要する生徒の集約と対策検討
- アンケートの活用
 - ・無記名、記名両形式を使った生活アンケートの実施(年3回)
 - ・アンケート結果の生徒への還元
- 面談の活用
 - ・家庭訪問、教育相談、三者面談の実施
- 地域や関係機関との連携
 - ・公共機関(指導室、青少年相談室、児童相談所、警察署)
 - ・民間機関(大和国际化協会、高座渋谷地区家庭・地域教育活性化会議等)

[3] いじめの早期解消のための取り組み

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・いじめに係わる相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無を確認します。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、必要な措置を講じます。
- ・いじめを見ていた生徒にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担している行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめの当事者間における争い等を生じさせないよう、いじめの事案に係わる情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会、所轄警察署及び諸機関と連携して対処します。

※「いじめが解消している状態」とは、次の2点の要件を満たしていることとします。

- ①いじめを受けた子どもに対する行為(インターネットを通じて行われるものも含む)が止んでいる状態が3ヵ月を目安に継続していること。ただし、いじめの被害の重大性から、学校判断によりさらに長期の期間を設定することができます。
- ②いじめを受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。子ども本人及び、保護者との面談等で確認します。

※本校の具体的取り組み

- 被害者を守りぬく姿勢
 - ・生徒、保護者の思いに寄り添い受け止める
- 校内組織による迅速な対応
 - ・学年、学校の課題と捉える
 - ・対応チームの結成
 - ・事実確認、方針の立案、保護者連絡、今後の方針の確認
- 関係機関との連携
 - ・教育委員会への報告、協議。必要な場合の外部機関への連絡協議

[4] インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広まってしまうこと、発信者の匿名性、その他インターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、防止教室、研修会等必要な啓発活動を行います。

【国の基本方針より】

インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

※本校の具体的取り組み

- ・生徒、保護者へのインターネットトラブル防止教室の開催と日頃の啓発活動
- ・校外、不特定者に及ぶ場合は、速やかな関係機関との連携
- ・職員の研修等による最新情報の取得(市の提携機関の利用)

Ⅲ. 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめと疑われる相談・通報があった場合は、会議を緊急開催します。

〔1〕「いじめ防止対策委員会」の構成〔組織A〕

管理職、学校生徒指導担当、学年生徒指導担当、養護教諭、不登校支援員、教育相談コーディネーター、SC

※検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

〔2〕活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

※本校の指導体制

○「いじめ防止対策委員会」の設置

- ・「いじめ防止対策委員会」(生徒指導担当者が兼ねる)(週1回)
(校長、教頭、学校・学年生担、養護教諭、教育相談コーディネーター、他)
- ・支援担当者会による補完(週1回)
(校長、教頭、学校生担、学年リーダー、国際担当、養護教諭、特別支援、教育相談コーディネーター、SC、他)

○ケース会議の開催

- ・上記担当者会の協議にて必要とした場合に各機関と調整し開催。

IV. 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「いじめ調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

〔1〕「いじめ調査委員会」の構成〔組織B〕

- ・管理職、学校生徒指導担当、学年主任、学年生徒指導担当、担任
教育相談コーディネーター、養護教諭、他
- ※ 事案内容により構成員については県教育委員会と検討し、校長が任命します。
- ※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性、中立性を確保するよう努めます。

〔2〕活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・大和市教育委員会への調査報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又は保護者が希望する場合は、調査結果の報告

V. その他

いじめを隠匿せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点に関することを学校評価項目に加え、適正に自校の取組を評価します。

- ・いじめの未然防止のための取組に関すること
- ・いじめの早期発見・早期解消のための取組に関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること

※本校の具体的取組み

○学校評議委員、PTA、地域等との連携

- ・学校HP等による基本方針の開示
- ・自治会、家庭・地域教育活性化会議等との連携見守り活動

令和8年度大和市立(渋谷中)学校いじめ対応フローチャート

